

第9回八女市農業委員会総会議事録

- | | | |
|--|------------------|----------------|
| 1. 開催日時 令和7年9月5日（金）午後2時 | 2. 開催場所 立花市民センター | 3. 出席農業委員（21名） |
| 1番 中村 輝義 | 2番 大坪 知美子 | 3番 服部 正文 |
| 4番 牛島 孝之 | 6番 池尻 律芳 | 8番 塩塚 義治 |
| 9番 横口 重樹 | 11番 國武 覚 | 12番 溝田 耕一 |
| 13番 仁田原 一太 | 14番 八田 久男 | 15番 田形 隆徳 |
| 16番 大津 達喜 | 17番 伊藤 正博 | 18番 小川 哲朗 |
| 19番 松本 敬介 | 20番 井手 洋一 | 21番 原 義博 |
| 22番 丸林 京市 | 23番 堤 正義 | 24番 月足 靖彦 |
| 4. 出席最適化推進委員（8名） | | |
| 3番 橋爪 寿賀夫 | 4番 生武 光雄 | 18番 栗原 武治 |
| 31番 中島 広伸 | 34番 平 和宣 | 39番 松崎 保元 |
| 44番 今村 瞬範 | 45番 二田 俊秀 | |
| 5. 欠席委員 農業委員（3名） | | |
| 5番 仁賀木 義文 | 7番 平井 照也 | 10番 高山 和典 |
| 6. 欠席委員 最適化推進委員（1名） | | |
| 14番 松延 清隆 | | |
| 7. 議事日程 | | |
| 第1 会議の成立 | | |
| 第2 議事録署名委員の指名 | | |
| 第3 議案の上程 | | |
| 第4 議案の審議 | | |
| 報告第 17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について | | |
| 議案第 42号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について | | |
| 議案第 43号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用
集積等促進計画の意見照会について | | |
| 報告第 18号 農地改良行為の届出について | | |
| 議案第 44号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について | | |
| 8. 農業委員会事務局職員 | | |
| 局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞 | | |

希 黒木支所 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美
上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長	<p>皆様こんにちは。本日は令和7年第9回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ちなみに8月27日に午後から広川の町民交流センターで、八女支部の農業委員会、広川と筑後と八女の市の各農業委員さんが出席されての研修会がございました。私たちの地区からは、8名の委員さん方に出席いただきました。誠にありがとうございました。内容については地域計画の実行について、地域農業の将来像の具体化についてという事で、地域計画を作ったけれども、今後どのように推進して具体化していくかという事を、講演も講師をお招きして研修会を開いたところでございます。要点としては、先生も言われましたが、今回の地域計画は行政指導、補助金がらみでどうしてもこの地域計画を農水省から策定する義務が発生したという事から始まっているので、今後色々地元の声や各組織、農業者団体の声を吸い上げて、充実した地域計画に成していく必要がありやしないかというような指導、助言でございました。ご報告申し上げます。ただいまより、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程 第1・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員<u>21名</u>、 農地利用最適化推進委員<u>8名</u>であります。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、8番 塩塚 義治 委員、9番 樋口 重樹 委員を本日の会議の議事 録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">(異議なしの声あり)</p>
----	---

	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>案件の朗読を事務局よりお願ひいたします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告2件・議案3件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については6件です。総合計については、4ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地27筆のうち田10筆、畠17筆、合計面積46,156m²です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を最適化推進委員39番お願ひします。</p>
推進委員 39番	<p>番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を最適化推進委員 18 番お願いします。</p>
推進委員 18 番	<p>番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、現在福岡市在住ですが、申請農地に隣接する土地 へ移住され、自家消費分の野菜を作付けされます。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 31 番お願いします。</p>
推進委員 31 番	<p>番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、申請農地に隣接した住宅を合わせて購入されま す。自家消費分の野菜を作付けされる予定で、収穫量が増えてき たら余剰分の販売も検討しているとのことです。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p>

	続いて番号4番の説明を農業委員21番お願いします。
農業委員 21番	番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を最適化推進委員44番お願いします。
推進委員 44番	番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員45番お願いします。
推進委員 45番	番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>番号 7 番の説明を最適化推進委員 3 4 番お願いします。</p>
推進委員 3 4 番	<p>番号 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>8 ページをお願いします。</p> <p>議案第 4 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について、これは 1 2 番の溝田委員、2 2 番の丸林委員は八女市農業委員会会議規則 1 1 条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、席を下げていただきますようお願いいたします。それでは事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数は 4 件です。</p> <p>番号 1 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 2 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 3 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 4 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 以上でございます。</p> <p>続きまして、1 0 ページをご覧ください。福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に転貸する件数は 2 0 8 件です。</p> <p>1 0 ページから 8 7 ページにつきましては各筆明細となっております。</p> <p>利用権設定の期間は 1 年から 4 0 年までで、利用権設定件数は新</p>

規、再設定、受け手の変更、合わせて208件になります。
総合計については、87ページをご確認ください。権利を設定する土地494筆、合計面積645, 543.02m²です。

今回、新規営農の案件がありますのでご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

番号1番は、備考記載のとおり10ページの2番3番、29ページの57番30ページの58番、59番、31ページの60番と関連がありますので、一括してご説明いたします。

番号1番、こちらを福岡県農業振興推進機構より農事組合法人へ5年間の受け手の変更の申請です。

番号2番、こちらを福岡県農業振興推進機構より農事組合法人へ15年間の受け手の変更の申請です。

番号3番、こちらを福岡県農業振興推進機構より農事組合法人へ10年間の受け手の変更の申請です。

番号57番、農事組合法人へ5年間の賃貸借権設定の申請です。

番号58番、農事組合法人へ10年間の賃貸借権設定の申請です。

番号59番、農事組合法人へ10年間の賃貸借権設定の申請です。

番号60番、農事組合法人へ5年間の使用貸借権設定の申請です。

こちらの農事組合法人についてご説明いたします。

法人として農業経営を開始され、米、麦、大豆を生産して、JAへの出荷を予定されております。

農地の権利を取得することのできる法人のことを、農地所有適格法人といい、農地法に定義されております。

要件としましては4点あります。

1点目は、法人形態要件で、農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかである必要があります。この法人は、農事組合法人であるため要件を満たしています。

2点目は事業要件で、法人の主たる事業が農業とその農業に関することである必要があります。事業内容は、法人の定款と事業計

	<p>画書にて確認をしましたところ、農業の経営・加工・販売となつており、事業収入もすべてが農業収益でありますので、事業要件を満たしています。</p> <p>3点目は議決権要件で、法人の総議決権の過半は、農地の提供者や農業の常時従事者等である必要があるとされています。この法人は、議決権の100%を農業の常時従事者が占めておりますので、議決権要件を満たしています。</p> <p>4点目は役員要件で、法人の役員の過半がその法人の農業に年間150日以上従事し、かつ1人以上が農作業に60日以上従事するとありますが、この法人は3名全員が農業に常時従事されたることで、要件も満たします。</p> <p>以上の4つの要件をすべて満たしていることをご報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>はい、牛島委員どうぞ。</p>
農業委員 4番	<p>はい、賃貸借という事ですが、期間が5年間、次は15年間、10年間そして40年間、そして次が20年間となっていますが、違いを教えてください。</p>
議長	<p>農業振興課どうぞ。</p>
農業振興課	<p>お答えいたします。まず、番号1～3番の農事組合法人なんですがれども、こちらは、令和7年5月10日に代表者が新規で契約を結ばれて、当時結ばれた代表者個人から農事組合法人へ受け手が変更になっておりますので、その周期がそれぞれ違っておりますのでこのようになっております。</p> <p>番号4番も、令和7年8月10日から令和47年8月9日まで結ばれていた方から別の方に受け手が引き継がれましたのでこのような終期になっております。</p>
議長	<p>はい、牛島委員。</p>
農業委員	<p>という事は要するに、請負されたのが10年とか20年の違いと</p>

4 番	いう事ですね。それと、貸借権設定となつておりますが、番号1、2番につきましては対価として10aあたり米60kgとなつておりますが、3番～7番は対価等は書いてないのですが、どういう事でしょうか。
議 長	農業振興課どうぞ。
農業振興課	3番～7番に関しましては、使用貸借という事で、無償で貸し借りをされております。
議 長	よかですか。ほかに何かありますでしょうか。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 12番溝田委員と22番丸林委員は席をお戻しください。 88ページをお願いします。 報告第18号 農地改良行為の届出について事務局より番号1番の説明をお願いします。
事務局	番号1番についてご説明いたします。申請地は、上稻富公民館より南西へ350mほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を60cm盛土し、大根、玉ねぎといった野菜の作付をされる予定です。隣接する農地の同意は得られております。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。 続いて番号2番の説明をお願いします。
事務局	番号2番についてご説明いたします。申請地は、長峰小学校より南西へ220mほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を

	<p>1 m盛土し、緑肥の期間を3年間設けた後、令和11年よりブドウの作付をされる予定です。隣接する農地の同意は得られております。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>89ページをお願いします。</p> <p>議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員3番説明をお願いします。</p>
推進委員 3番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は、長峰小学校の南西220mにある農地です。（議案書朗読）この土地を贈与で譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。</p> <p>申請地の周囲にある農地は譲り渡し人の農地のみで、隣接する他の方の農地はありません。水利の承諾は得られており、問題は無いと思います</p>
議長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員4番お願いします。</p>
推進委員 4番	<p>8月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水とともに北側水路へ排水されます。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、全体計画面積259.73m²のうち、農地面積が3分の1を超えない46m²ですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議長	<p>続いて農業委員11番説明をお願いします。</p>
農業委員 11番	<p>番号2番についてご説明いたします。申請地は、社会福祉法人伍福会の北東350mにある農地です。（議案書朗読）この土地を使用貸借の設定をされて、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意、水利の承諾は得られており、問題は無いと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員3番お願いします。</p>
農業委員 3番	<p>8月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水とともに東側側溝へ排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。</p>

事務局	農地の区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。
議長	続いて農業委員18番説明をお願いします。
農業委員 18番	番号3番についてご説明いたします。申請地は、上陽町北川内県道田主丸黒木線沿いで打越公民館入り口の北側に位置する農地です。（議案書朗読）この土地を上陽町北川内の打越区長が、公民館の駐車場及びコミュニティ広場として利用するための申請です。 隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、特段問題は無いと思います。
議長	現地調査の報告を最適化推進委員39番お願いします。
推進委員 39番	8月29日に現地調査を行った結果、雨水については、地下浸透及び自然流下です。生活雑排水は合併浄化槽で処理され雨水とともに西側水路に排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上をもって議案の審議を全て終わります。 お疲れさまでした。
	(閉会宣言 14時45分)
	令和7年9月5日

議長 月足靖彦

8番 塩塚義治

9番 桶口重樹